

特定保健指導等業務委託（対面）に係る提案競技 質問と回答

質 問	回 答
<p>1 提案競技実施要領 5 提案上限額（単価） 記載されている参考実績は、39歳以下を含む実績になりますでしょうか。含まない場合は、全体の実績人数を参考把握したいため、令和4年に実施した39歳以下の実績をご教示ください。</p>	<p>参考実績は、国への報告を行った40歳以上の「特定保健指導」の実績になります。39歳以下を対象とした「個別保健指導」の実績は以下の通りです。 【令和4年度個別保健指導実績】 対象者：55人 実施完了者：28人</p>
<p>2 提案競技実施要領 6 スケジュール 提案競技選定委員会の実施時期が令和6年7月上旬頃となっているが、明確な日程をご教示ください。未決定の場合、いつ決定されるか教えてください。</p>	<p>提案競技選定委員会の日程は未定です。参加申込書の提出期限後に日程調整を行いますので、6月24日(月)以降のお知らせとなります。</p>
<p>3 提案競技実施要領 10 企画提案書等の提出 (5) 作成要領 資料のとじ方（右上で止める）などの規定があるかご教示ください。</p>	<p>資料の印刷・製本は共済組合で行いますが、製本の際は、上辺2か所をホチキス止めします。</p>
<p>4 仕様書（案） 6 業務内容 (5) に評価終了後に結果を取りまとめた実施者のリストを提出し、それに併せて対象者がアウトカム指標を達成した場合にアウトカム評価の詳細が分かる資料を提出するとあります。この詳細が分かる資料とは、アウトカム達成者がどの評価項目で180pを達成したかを記載した資料という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>5 仕様書 7 特定保健指導の実施にあたっての留意点 (4) 支援状況について、「随時共済組合が確認できるようにする」とありますが、貴組合が想定する具体的な手段や方法はございますか。</p>	<p>クラウドサービス（回答6参照）や、電話での個別連絡、完了届時の書面での報告を想定しております。</p>

特定保健指導等業務委託（対面）に係る提案競技 質問と回答

	質 問	回 答
6	<p>仕様書 8 委託料の請求及び支払い</p> <p>(2) について 完了報告書の指定の提出は電子データで行えますか。また、電子データが可能な場合、電子メールでなく、セキュアな環境を保持したネットワークサービス（クリプト便）などの利用は可能ですか。</p>	<p>当組合がクラウドサービス等を用いて個人情報の送受信を行う場合、事前に福岡市役所とサービス利用協議を行う必要があります。協議の結果利用可能となれば、適切な管理（仕様書別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」等参照）の元、電子データでのご提出もできます。なお、電子メールでの個人情報の送受信は、誤送信など漏洩事故の可能性がございますので、原則として行っておりません。</p>
7	<p>仕様書 9 データ提供等について</p> <p>(1)の特定保健指導結果（XML）の納品は、電子媒体（CD-R等）以外の手段は可能ですか。（例）セキュアな環境を保持したネットワークサービス（クリプト便など）</p> <p>(2)の「その他」の電子データの納品については、上記のセキュアな環境を保持したネットワークサービスの利用は可能ですか。</p>	<p>当組合がクラウドサービス等を用いて個人情報の送受信を行う場合、事前に福岡市役所とサービス利用協議を行う必要があります。協議の結果利用可能となれば、適切な管理（仕様書別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」等参照）の元、電子データでのご提出もできます。なお、電子メールでの個人情報の送受信は、誤送信など漏洩事故の可能性がございますので、原則として行っておりません。</p>
8	<p>仕様書 10 軽微な業務の再委託について</p> <p>初回面談の予約業務や面談に必要な資材梱包、発送を再委託することを想定しています（弊社が管理する同一居室内で業務。外部持ち出しはしておりません。）。仕様書に「事前に共済組合に確認」とありますが、どの段階で確認すべきかご教示ください。</p>	<p>契約締結前の時点で軽微な業務の再委託を予定されている場合は、契約前にお申し出いただきます。</p> <p>契約時に「再委託承認申請書」（様式別途交付）をご提出いただきます。</p>
9	<p>評価項目配点表 2 実施体制の⑦</p> <p>有識者からの助言・支援を適宜提供できる体制とありますが、この有識者についてどのような分野、状況を想定していらっしゃいますか。</p>	<p>保健指導の手法や進行管理の上での助言は医師や保健師、管理栄養士等を、独自システム等を用いる場合の支援はシステムエンジニア等を想定しております。</p>

特定保健指導等業務委託（対面）に係る提案競技 質問と回答

質 問	回 答
<p>10 様式2号 提案競技参加申込書 実績記入欄ですが、こちら共済組合での実績と考えてよいでしょうか。健康保険組合は対象外となりますか。</p>	<p>共済組合に限らず、健康保険組合を含むあらゆる保険者との特定保健指導等業務委託実績を記入していただくことが可能です。</p>
<p>11 様式3号 委任状 1.代理人の明記について、提案競技選定委員会に出席する人を代理人として記載する必要がありますか。またその場合、当日の出席者が変更となっても良いのでしょうか。</p>	<p>「代理人」とは、支店長や営業所長など、法人の代表者にかわって契約行為等を行う（契約書に記名押印する）者を指します。法人代表者名で提案競技への参加及びその後の契約等を行う場合は委任状の提出は不要です。</p> <p>提案競技選定委員会に出席し、かつ契約締結後本業務を主に担当する者は先述の「代理人」にあたらぬ認識ですが、「代理人」がこれらの業務を直接担いかつ契約の名義人となる場合には委任状をご提出いただいた上で提案競技選定委員会にご出席いただきます。</p>
<p>12 様式4号 見積書 日付の記載項目や捺印の指定が無いですが両方とも不要ですか。</p>	<p>いずれも不要です。</p>